

下水道使用料の賦課漏れについて（概要）

1 下水道使用料の概要

(1) 使用料の算出

下水道を使用している方に下水道使用料を賦課し、使用水量に応じて算出した下水道使用料を徴収しています。

(2) 賦課開始までの流れ

下水道工事完了後、下水道担当が排水設備設置者から排水設備等工事完了届及び公共下水道開始届を受領し、検査を実施します。開始届の情報を水道料金センターに伝達し、当該情報をもとに使用料の賦課を開始します。

2 事案の概要

(1) 令和3年7月8日に下水道工事事業者を通して下水道使用者から下水道工事をしたが、下水道使用料がかかっていないとの問い合わせがありました。調査の結果、完了届が提出されているにも関わらず、下水道使用料が賦課されていない事案があることが判明しました。

(2) 下水道使用料の時効である5年を遡って賦課していない事案もありました。

(3) 賦課漏れ額等

項 目	対象者数	時効前で徴収可能な 下水道使用料	時効のため徴収できない 下水道使用料	合 計
賦課漏れ	113 件	11,003,525 円	34,545,777 円	45,549,302 円
遡及漏れ	43 件	1,657,440 円	19,186,270 円	20,843,710 円
計	156 件	12,660,965 円	53,732,047 円	66,393,012 円

3 原因

(1) 職員間の情報共有不足

下水道の使用開始の情報が水道料金センターに伝わっていなかった。

(2) 給水メーターの把握漏れ

建物に複数の水道メーターが設置されていることを把握していなかった。

(3) 遡及漏れの原因は特定できませんでした。この事案は、公平性の観点から適切な処理ではありません。

4 再発防止策

(1) 職員間の情報共有体制の構築

一覧表の作成や水道料金センター、職員での確認を徹底します。また、事務手順を明確化します。

(2) 複数メーターの確認

賦課手続きの際の複数メーターの確認や必要に応じた現地確認

- (3) 遡及分を賦課することの認識の共有化
- (4) マニュアルの作成、チェック体制の構築
 - ・水道料金及び下水道使用料の徴収に関するマニュアルの作成（修正）
 - ・下水道課、料金センター及び経営総務課の役割を明確にした事務フローの作成
 - ・チェック体制の構築や業務が属人的になることがないよう組織としての対応の徹底

5 現在の進捗状況

- (1) 文書の送付や自宅訪問、電話対応の実施
- (2) 賦課漏れ額約1,200万円のうち約740万円が納付されております
- (3) 今後も納付頂けるよう対応していきます。

下水道事業受益者負担金の徴収漏れについて（概要）

1 下水道事業受益者負担金の概要

- (1) 下水道整備が完了し供用開始する際に、負担金の賦課区域を設定して、賦課対象区域内の土地に係る受益者に対して、負担金を賦課して、徴収しています。
- (2) 受益地が農地である場合、下水道が整備されることによる受益が直ちに発生しないため、農地に関する徴収猶予の制度を規定しています。徴収猶予期間を5年としており、期間経過後も農地である場合は再申請することで、徴収猶予期間を継続することができます。

昭和63年度から令和3年度末までの農地猶予の全体数は1568件です。

2 事案の概要

- (1) 今回、上記農地に関する徴収猶予の制度により徴収猶予した一部の負担金に関して、5年ごとに繰り返すべき徴収猶予の延長手続きが行われていなかったことにより、既に時効により消滅しているものがあることが判明しました。

また、受益者に対して、猶予延長の申請を提出するように事務案内を送付していましたが、時効期間経過後に事務案内を送付していたため、有効に猶予が延長できていないものもありました。

時効により徴収できない件数は953件で164,155,928円です。

- (2) 加えて、時効期間経過後であるため、本来徴収できないにもかかわらず、負担金を徴収していたもの（過誤納）もありました。

この件数は104件で17,216,520円です。

項 目		箇所数	金 額	備 考
徴収猶予した箇所				
昭和 63 年度から令和 3 年度末までの全体数		1, 568 件	280, 427, 957 円	
徴収できる 負担金	A 徴収猶予の延期可能	290 件	49, 066, 733 円	
	B 徴収済み	221 件	49, 988, 776 円	
	小 計	511 件	99, 055, 509 円	
徴収できない負担金	C 時効成立	953 件	164, 155, 928 円	
	D 過誤納	104 件	17, 216, 520 円	
	小 計	1, 057 件	181, 372, 448 円	

3 原因

(1) 時効に関する認識の欠如

過去の職員の中には、農地である限りは徴収猶予期間が続くと思い、時効が進行することの認識がなかった職員がいました。また、猶予延長の申請書の提出があれば、時効期間経過後であっても徴収猶予期間を存続させることができると認識している職員もいました。

(2) 一元的な管理がされていなかった

負担金は、当初、紙の台帳で管理していました。システム導入後に紙台帳の情報を移行できていませんでした。そのため、一元的にシステムで債権を管理することができる状況ではありませんでした。このような管理状況であったため、まずは猶予債権の状況を整理する必要があると考えて、それを行なおうとしたものの、この作業を終えることができなかったため、猶予延長業務を行えていませんでした。

(3) 制度の誤認識

徴収猶予期間を本来の 5 年ではなく 10 年と認識していた職員もいました。これは、徴収猶予期間を 10 年と解釈して事務処理をしていた年度があったためです。その後も当該事務処理に倣い、徴収猶予期間を 10 年間と誤った認識のもとに猶予事務が行われていました。

(4) 業務の属人化、課内係内での情報共有の不足

負担金の業務に関して、担当職員に属人化しており、周囲の職員からは、どのような業務をしなければならないか、わからない状況でした。また、同業務に関するマニュアルもないため、上司を含めて、いつの時点でどのような業務をしなければならないのかを、課内で正確に共有されていない状況でした。

4 再発防止策

(1) 業務マニュアルの整備と活用

担当者が制度を誤認識することなく、組織として業務を運営できるよう、負担金に関して必要な業務内容及びその根拠、業務を実施すべき時期等を整理した業

務マニュアルを作成し、組織内で共有・活用することで、適正に事務を執行する体制を構築します。

(2) 情報の一元化

徴収猶予している負担金に関する情報はすでに一元化して、管理をするよう改善しました。今後、負担金に関する情報が更新されたときには、全て今回一元化した情報を更新していくことで対応することを課内共通の認識としています。

5 現在の進捗状況

(1) 過誤納金の還付

令和4年12月中旬から還付手続き（還付手続き書類を郵送にて配付）を行っています。104件に対し101件還付完了しています。

残り3件については、郵送ではなく各戸を訪問し還付手続きを進めていきます。

今後の取組について

下水道使用料における賦課漏れ及び下水道事業受益者負担金の徴収漏れの両事案において、多額の損失が発生していることが判明いたしました。当該損失は、約30年前からの長期間において発生したものであることから、直接的な補てんをすることは困難となっております。

今後において、国交付金を活用した台帳システムの統合や委託業務の周辺自治体との共同化による経費の削減、下水道整備済みの区域における水洗化率向上などを推進することで、新たに年間1,650万円の確保を目標と定め、不断の経営努力により手当てまいります。